

平成29年度第6回南関町農業委員会会議録

平成29年9月11日(月)
午後1時15分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君
5. 議 事
第17号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第18号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第19号議案 農地利用集積計画の承認について
6. そ の 他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 松 村 公 正 君	副会長 竹 島 久 利 君
1番 松 本 泰 典 君	2番 荒 木 勝 治 君
3番 釘 崎 眞 貴 子 君	4番 矢 野 房 幸 君
6番 山 本 精 武 君	7番 荒 木 茂 君
8番 田 崎 芳 憲 君	9番 北 原 照 代 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

5番 原 靖 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺 本 藤 雄 君

書 記 上 田 賢 君

平成29年度第6回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時15分

1. 開会

○会長（松村 公正君） 起立。時間がまいりましたので、ただいまから平成29年度の第6回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局（上田 賢君） それでは、始めさせていただきたいと思います。本日、5番、原委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局（上田 賢君） 農業委員憲章朗読、それでは農業委員憲章朗読を8番、田崎委員さん、よろしくお願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） （農業委員憲章は省略）

○事務局（上田 賢君） はい、ありがとうございました。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めてまして、こんにちは。

今日は、事務局長は議会对応ということですね、議会のほうに出席しておりますので、欠席ということでございます。

先日、8日の日だったですか、家族協定調印がございまして、3組の方が南関町で調印なさいました。その方たちがですね、立派な後継者、1人が山川の方でございました。後継者ですね、大々的にやられている方でございますが、こう、部落を見てみますと、高齢化で来年度、私のところで、また2人、農業を辞めるようなことを言われて、ますますこの農業がどうなるか、特に農地パトロールで回っていただきましたが、荒れ地のほうがますます増えやしないかということが一番心配でございます。そうした中で、町としても基盤整備を100町あたり計画されているようでございますが、なかなかこの間、県からの県議会あたりで予算がつかないということで、まだまだ大分先になるんじゃないかなと思います。やはり、基盤整備をした中で、中間管理機構を通した借り貸しをして、集約した農業をやらんとですね、どうしても太刀打ちできんと思いますので、今後ますます町あたりも働きか

けていって、基盤整備の推進もお願いしたいと思います。また、そういう関係で、今日は終わりました後にも推進委員さんとの合同研修が控えております。1日、昼からなるうとかと思いますが、どうぞよろしく願いしておきます。

それでは、お願いします。お世話になりました。

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以後の議事の進行は、杢村会長にお願いいたします。

発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならないとなっています。また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（杢村 公正君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。今回は議事録署名人として、7番、荒木委員、8番、田崎委員を指名します。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（杢村 公正君） それでは、審議に入ります。

第17号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回の許可申請には、2番、荒木委員を譲受人とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会規則第10条の議案参与の制限に該当するため、申請番号76を除く、申請を先に審議の上、許可の判断をいただき、その後、荒木委員にはいったん会議室より退席を願い、当該件の審議を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。

第17号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番と2番ですが、これは交換の申請になります。1番、受付日、平成29年7月28日、申請番号73号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。また、2番、受付日、平成29年7月28日、申請番号74号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。

3番、受付日、平成29年7月28日、申請番号75号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、売買による所有権移転です。

8番から15番は、同一の申請になります。受付日、平成29年8月22日、申請番号81号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおり、贈与による所有権移転です。

16番は、取下書が提出されております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第17号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請5件でございます。ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員さんの補足説明をお願いいたします。

順次お願いいたします。8番、田崎委員、10番、竹島委員、4番、矢野委員、お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 1番と2番ですね、交換ということで、現地を見てまいりました。〇〇さんって方がですね、退職されて、意欲あって、一生懸命されておられて、冊子の2枚目の図面の〇〇さんと交換で、〇〇さんが農地をもらわれ、〇〇さんの土地にされて、ここを基盤整備する計画があるそうですので、基盤整備をされるということです。〇〇さんのほうが心よく同意されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松村 公正君） 続きまして、10番、竹島委員、お願いいたします。

○10番（竹島 久利君） はい。10番の竹島です。補足説明をいたします。

9月1日に、推進委員の平川君と事務局とで現地を調査いたしました。現地は、ちょっと写真を見てもらうと分かりますように3枚目です。申請者は、黒く塗ったところになりますけど、3条としましては何ら問題はないと思いますけど、手前のちょっと駐車場みたいな格好しておりますところが、申請人のところ。これは、この人が、この地区は農振に入っておりますので、これ今現在は駐車場となっておりますが、無断転用をしておるような状態です。現地は、今、黒く囲んである所は、8割ぐらいもう埋め立てをしております。

あとの判断は、この総会でよろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） 続きまして、4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） はい。4番、矢野です。

先月28日に、事務局、推進員の島崎さんと3名で、28日の午後より現地確認に行っておりました。現地は、〇〇〇さんの横から、藤の尾の部落にあがる所です。

こちら、藤の尾と〇〇さんがありますね、あそこのちょうど三差路の〇〇〇の所で
すね。今現在、見たところ、管理してから草もあんまり生えてませんでした。5番、
〇〇さんのあそこから、藤の尾の畑に上がったところ、畑一面ですけども、そこは
ちょっと柿を植えられてですね、少し。次は、ここは、〇〇さんところの下です、
ちょっと谷になっている所の土地です。〇〇さんの所をずっと行った所は、畑です
ね。この畑は、一応、管理してありました。それから、次のは、ちょっと杉が入っ
ててですね。場所は、〇〇さん所のほうですね、ちょうど谷に沿った田んぼで、今
現在、土地は耕してあります。ここは、〇〇さんと藤の尾の中で三角の所のちょっ
と狭い土地ですが、今、畑で家庭菜園をして、なんか、なすびかなんか、野菜をず
っとつくってありました。ここも、上行った所の、ちょっと上に、藤の尾のほうの
のぼって行った所の左側にもありましたように、現在は柿と栗を植えてあったと思
う。それから、また少し上に上がっていたので、左側になりますけど、そこが現在、
野菜が植えてあります。審議よろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。第17号議案、農地法第3条第1
項の規定による許可申請、5件でございます。

一番、今回のところ、重要はですね、まあまあ、その思いますが、75番の先ほ
ど竹島委員のほうから説明がございました件ですね、どう思われますかね。現在、
今この駐車場になってる所も無断転用でですね、農振地に入ってる所だそうでご
ざいます。また、その続きを求められて、今もう半分程度、埋め立てられていると
いうことをございます。

○10番（**竹島 久利君**） それと、現在、本人は農地を耕作してないんですよね。土
地は持ってるけど、田んぼとして、耕作はしてないわけですよね。だから、要する
に、ここの申請地もおそらく将来的には、もう地目変更して駐車場にならせんだろ
うかというようなことで、まだ判断はできませんけど、だから、どうだろうかと思
って見てきました。判断をよろしくをお願いします。今から、こんな土地、物件はも
っと増えることにならせんだろうかと思って、心配しております。

○議長（**松村 公正君**） 農業ばさるつとなら、問題なかばってんが、農業ばされよら
んとならということもあるし、要件は農振地で、おそらく、はい、どうぞ。

○8番（**田崎 芳憲君**） 農振地っていうならば、県のほうからも何か罰則というか、
無断にした場合、何かないとですか。

○事務局（**上田 賢君**） 農振地の場合だと、農業振興地域の整備に関する法律で言う
と、農振と言いますか、一応、農用地と言うふうに設定するところがあります。そ
こに関しては、法律上、一応、罰則規定はありはします。一応、ご本人さんからの
聞き取りだと、今から何十年か前に、当時の農業委員さんのほうに相談ばさしたそ

うなんです。こがんや埋め立てばしようと思つると。そうしたら、「はいはい、分かった、分かった」という返事があつたけんから、本人はよかと思つたて言いよらす。その当時の委員さんのお名前もお聞きはしたんですけど、そういうお話になりそうな人だったそうです。

なので、当然、こちらとしては指導していくべきものだと思うんですけど、いきなり罰則というのはなかなか、特にここ何十年も経つてやつやけんから、そこはなかなか厳しいかなと思つてますが、ただ新たに農地を取得されるということになると、ちょっとこう、引つ掛かるというか、問題になるところかなとは思つております。

○1番(松本 泰典君) この土地は、しかし、この趣旨としては売買だけだと。転用地で上がってないわけでしょう。

○10番(竹島 久利君) 転用地で上がってない、売買だけ。

○1番(松本 泰典君) 売買だけですよね。転用が上がつたらんなら、この趣旨で言つたら、売買だけなら、問題なかわけでしょう。転用もいれるといかんちゆうことでしょう。

○事務局(上田 賢君) いや、一応、農地法だとですね、農地を取得される方が耕作をきちんとされるのかどうかというところを判断する部分がありますので。

○10番(竹島 久利君) 今、現在ですね、事務局からも言うように、本人が今まで耕作してれば、何の問題ないんだけど、全然ここ何十年、もうずっと耕作してないわけですよ。

○1番(松本 泰典君) ここ、経営面積が6反どしこ、約7反ばかり、経営面積が上がつたんで。

○10番(竹島 久利君) 耕地は持つてるわけですよ、本人は。面積は持つてるわけですよ。

○1番(松本 泰典君) 耕作はしてないわけ。

○10番(竹島 久利君) 耕地はしてない。だから、一部の所はもう荒れ放題になつとる、材料置場になつとる。

○1番(松本 泰典君) しかし、あれは・・・もう、20年ぐらい経つてなか。

○10番(竹島 久利君) うん、もう20年と言わんごつなつてますね。それも無断転用ですからね。

○議長(裕村 公正君) ばつてん、いろいろ時効とか、何とかあるけん、そういう、どかんなるかね。それは、全然、消えんとかね。他人だったら無断で、自分のつてもうしよると、分かつてなつとこれ。

○事務局(上田 賢君) おっしゃるとおり、自分の、そのの所を公然と自分のものと

して、管理ばしとったというか、自分のものと信じてしとった場合には、最高で20年以上しとけば、時効取得ということで、権利の移動は行われますけど、農地の場合の地目変更に関しては、あくまでも農地法の許可書か、もしくは例外規定の分で農地でない旨の証明というのが県のほうの規定で定めてあります。そちらに該当するならば、その証明書をもってすると、地目の変更登記ができるようになっておるんですけども、熊本県においての要件としては、一つは災害とかによって、もう流れてしまって農地への復元が不可能な場合。あと一つは、農地法が施行されたのが昭和27年なんですけれども、それより前から家が建っていた場合に関しては許可を得なくて、もう届出をすれば、地目変更の登記ができる証明書を交付してもらえるというふうになっております。なので、今のところの県の要件としては、20年以上、例えば農地じゃなくて利用しとったけんから、別の地目に変更にできるようなものは、今のところ、熊本県ではない状態になります。これに関しては、ちょっと県のほうの研修会とかでも話には出るんですけど、今のところ、熊本県としては考えていないという状態です。

なので、事務局としては、あとで農振の担当のほうと協力しながら、こちらの是正というふうな方向で指導を行ってはいきたいなとは思っております。

- 6番（山本 精武君） この譲受人の人は、まだ若い人ですか。
- 10番（竹島 久利君） うん、若い。
- 6番（山本 精武君） 息子さんほうですか。
- 10番（竹島 久利君） 息子じゃない。
- 6番（山本 精武君） いやいや、お父さんは、昔、建設業を行った人じゃない。
- 10番（竹島 久利君） 今も建設してる。
- 6番（山本 精武君） 今も建設業をしとらすの。
- 10番（竹島 久利君） うん。
- 6番（山本 精武君） この名義は、息子さんの名前。
- 10番（竹島 久利君） いやいや、本人の名義。
- 6番（山本 精武君） 本人って言うと、もう結構、若い人じゃない。
- 10番（竹島 久利君） その申請人の名義で申請いただいてる。
- 6番（山本 精武君） この〇〇さんという人よ。
- 10番（竹島 久利君） うん。
- 6番（山本 精武君） 何歳の人ですか。
- 10番（竹島 久利君） 何歳だろう、六十ぐらいにならせんじゃろうか。五十か、六十ぐらいにならせん。年齢ばちょっとはつきりしないので、分らん。
- 6番（山本 精武君） 前ね、〇〇〇建設とって、〇〇〇でしよんなはったでしよ

う。その人の血統やろう、その人、本人。

- 10番(竹島 久利君) その人、本人たい。
- 6番(山本 精武君) 本人、だったら、もう。
- 10番(竹島 久利君) だけん、そこは、名前出したらいかんから。
- 6番(山本 精武君) いや、分かるけども、60越えとるなでしょう。
- 10番(竹島 久利君) うん、たぶん、そうやろうな。
- 6番(山本 精武君) 今、あそこで、もうだいぶ前から、あそこ埋め立ててるよね。
- 10番(竹島 久利君) それでも、無断転用で。
- 6番(山本 精武君) まあ写真をよう見れば、ダンプもいっぱい停まっとるし。
- 10番(竹島 久利君) 少しずつ埋めていったってね。土地は自分の土地だけけど、
少しずつ埋めていったんだ、昔から、もうずっと。そして、今はこう、拡張して、
周囲はブロックを積み上げておったんだって。
- 6番(山本 精武君) ああ、なるほど、ブロックをしてたな。
- 10番(竹島 久利君) それで、それを今、申請地の所をブロックを外して、今、
土を入れよるわけだと。現地見たら、大きな石が入っとるわけ。
- 6番(山本 精武君) この写真を見れば、こっちもずっと荒れとるんか。
- 10番(竹島 久利君) 荒れとる。それは、荒れとる。
- 6番(山本 精武君) 見た感じの、この写真で見ればですね、先のほうは・・・る
か、なんぼかは管理してあるようですけどね。
- 10番(竹島 久利君) それは、荒れとるです。そして、もう8割方、もう土が入
っとる。埋め立てしとるわけです。
- 議長(松村 公正君) いわゆるごつ、農地して買う場合は問題なかばってんが、手
前の転用しなし埋め立てしとるちゅう所が、ちょっと引っ掛かるというところでござ
いますね。
- 6番(山本 精武君) そうですね。もともとがですね、許可を受けなし。
- 議長(松村 公正君) なんで、元の農業委員さんがよかち言わしたか、知らんばっ
てんが、そのとき、当時してあるんならですね、こういう問題なかったかと思いま
すが。往々にして、自分の土地だけんとちゅうところもあったですもんね。この件
について、どがん取り扱いますかね。もしくは、そのあたりをして、再度、検討し
てもらうて、再度、提出してもらおうか何かですたいね。今日ここで。
- 1番(松本 泰典君) これ、今、その駐車場かなんかになっとる所も、農振に入っ
とると。
- 10番(竹島 久利君) 農地に入っとる。
- 1番(松本 泰典君) 入っとると。

- 10番（竹島 久利君） はい。
- 1番（松本 泰典君） なら、無断転用ちゅうこったい。
- 10番（竹島 久利君） 無断転用は無断転用。
- 1番（松本 泰典君） 農業委員会は、今まで1回も、こういう案の指示、出しとらんと。
- 事務局（上田 賢君） のごたっです。本人さんに聞いたら、「当時、言うたけんが、よかて思うとったもんな」と言わしたけんから。たぶん、それ言った後、何もこっちから言うたらんなら、本人さんにとっては、何もなかったろうと思わしたとは、しょうがなかつかなと思ってですな、記録も残ってない。
- なので、一応、事務局としては、そちらの手前のほうの部分の是正を図った上で、今回の申請を改めて出し直してもらおう方向がいいんじゃないかというふうには考えております。ただ、それがすぐにできるのかと言われると、なかなかすぐじゃないかもしれませんが、一応、そういった方向でやっていくべきかなとは思っております。
- 8番（田崎 芳憲君） 農振を除外すつとは、町でしょると。
- 議長（松村 公正君） いや、農振は県の。
- 6番（山本 精武君） 県になります。
- 事務局（上田 賢君） 県の協議が必要になります。
- 6番（山本 精武君） ちょっと時間かかるもんね。
- 8番（田崎 芳憲君） 農振さんの、会議の中で外されるわけですか。
- 6番（山本 精武君） それは、もういっちょ違う会議でして、段取りを踏んでいかんと、それからここにおりてくるような。
- 10番（竹島 久利君） それは農振除外をして、地目変更してもらわんと、そうしないと。
- 6番（山本 精武君） まず、前の土地をね、整理してもらおう時点で、売買の申請をしてもらわんと、分かっとして、はい、よかですばいでは、この農業委員会としてはいかんですよな。
- 10番（竹島 久利君） だから、今の所、埋め立てて畑にするのは、それは何も問題ないんだけど、手前が違反して、そういう地目変更もしてないもんで、今度、新しく申請地をい行くにもしても、進入道路がなかわけですよな。だから、今回。
- 6番（山本 精武君） ちょっと、南関町農業委員会としては、ちょっと、はい、オーケーということはできんと思いますよ、私は。
- 10番（竹島 久利君） だから、手前のほうですよ。ちゃんと、まず。
- 6番（山本 精武君） まず、今の現実に、違反しとるのを手続上、してもろうてで

すね、それで改めて、それが終わった時点で申請ということにしてもらわないと、私も、もう一つ委員もしとるんですけど、その時点ですすね、こういう例があって、たまたま駐車場にされとったということで、今、県に持っというんですけどね、それがかわってくれば、またこれ、上がってくると思うんですけど。手順を踏まんことには、今、農振地は除外は簡単にいかん感じですよ。と言うても、やっぱり、新たに、またそれを拡張しようと思えばすすね、その最初の原点を整理してもらわないことには、ちょっと、また再確認ということになると思います。

○議長（松村 公正君） やっぱり、そこですよ。なし崩しで、よかろう、よかろうじゃ、やっぱいかんしすすね。ちゃんとしたことで、してもらわんと。特に、農振地であって、特にすすね。

○6番（山本 精武君） 農振地は特にすすね。

○議長（松村 公正君） ほかの件については、ございませんでしょうか。

○1番（松本 泰典君） これ1番と2番の経営面積ゼロっていうのは、おかしかなか。

○事務局（上田 賢君） すいません。これ、すいません、うちのほうのシステムの関係で数字が出てないんですけども、ちょっと具体的な細かい数字は、メモってきませんでしたが、1番の譲受人の方で、2番の譲渡人の方は、農地面積は6反以上お持ちになってらっしゃいます。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようございませたら、採決したいと思ひます。

第17号議案のうち、申請番号76を除く申請のうち、75番以外については原案のとおり決定することとし、75番については不許可とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第17号議案のうち、76を除くうち、75以外については、原案のとおり決定することにし、75番については不許可とすることに決定いたします。

続きまして、第76の2番、荒木委員に関する案件でございませので、荒木委員は、暫時退席をお願いしたいと思ひます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） それでは、4番から7番の同一の申請の案件についてご説明をいたします。

受付日、平成29年8月2日、申請番号76号、譲渡人、譲受人、土地の所在地

等は記載のとおり、贈与による所有権移転です。

事務局からの説明を終わります。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。現地調査に出向かれました、委員さんからの説明をお願いいたします。

1番、松本委員。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。8月4日に、西山推進員さんと事務局、上田さんと現地確認に出ましたけど、この趣旨に関しては、4件とも問題ないと思いますが、農地法から見ると、3つは農地じゃないと思われまして。私の私見ですけど、1件は農地かなと、あとは山、原野な感じがいたします。

審議のほう、よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

これは、今まで、東京の人じゃけん。そのまま、荒れたまま置いとったでしょう。

○1番（松本 泰典君） 特に、528か、これはもう完全に山。

○事務局（上田 賢君） 番号6番の分ですかね。

○1番（松本 泰典君） 6番か。元の方がこっちの人じゃなかけん、荒れるとは当たり前かも分からんですけど。

○議長（松村 公正君） なかなかですね、がんとがそんなこつげん。

○1番（松本 泰典君） 贈与に関しては問題ないと思う。

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決に入りたいと思います。

第17号議案の76は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第17号議案76は原案のとおり決定いたしました。

荒木委員。

続きまして、第18号議案、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい。事務局よりご説明申し上げます。第18号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成29年8月25日、申請番号84号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。転用の目的は、工場用地です。

以上、事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

第18号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請1件でございます。ただいまの説明に関連して、現地調査に向かいました、委員さんの補足説明をお願いいたします。

7番、荒木委員。

○7番（**荒木 茂君**） 4日の日に、推移員さんと事務局と3人で、現地に行きました。

この土地は、もう何年か前にも1回委員さんに出てるとは思いますけど、何年ぐらいですかね、災害の話があって、会社のほうの都合でということで、延び延びになってきましたけど、やっと実現できて、売買もできるようになりましたので、周りの同意書も取れておりますので、何ら問題はないかと思えます。審議のほう、よろしくをお願いします。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第18号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） 異議なしと認め、第18号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

続きまして、第19号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） はい。事務局より説明申し上げます。第19号議案、農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。

1番と2番は、同一の申請になります。利用権の種類は使用貸借権、土地の所在地等は記載のとおりで、合計面積は3,768㎡、期間は1年間です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

19号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく、農地利用集積計画1件でございます。

事務局の説明が終わりました。何か、この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

○8番（田崎 芳憲君） 期間は1年間ですか。

○事務局（上田 賢君） はい。すいません、補足説明をさせていただきます。申請者の方は、住所は玉名になっておりますけど、もともと南関の方で、今、農業の研修のために玉名に住んでいらっしゃいます。そして、南関のほうでハウス関係のですね、作物をつくりたいということで、農地を探されておまして、今回の申請になりました。新規就農者の申請もされております。

なんで、1年間で使用貸借かと申しますと、土地の所有者の方から、最初の1年間は作物も採れないだろうというところで、1年間だけ、まず使用貸借で貸して、そのあと、ちゃんと作物が採れるようになった。2年目以降については、改めて今度は、賃貸借のほうで貸し借りを行いたいというふうにお話が出ておりますので、今回のこのような申請となっております。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

なかなか、新規就農地ていうと、1年、2年は採れんけんですね。

私のほうにも、きよるけん。どがんになるか分からんばってんが、5反ばっか、1カ所にあるとですよ。新規就農でしつとかなって、こう、応援もしてやられんしですね。

ないようでございますので、採決いたします。

第19号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第19号議案は原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） その他について、何かございませんか。

○事務局（上田 賢君） 特にございません。

○議長（松村 公正君） 何か、皆さん方から、ご意見ございませんか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、それで処理することにいたしました。

それでは、皆さんには慎重審議いただきまして、ありがとうございます。これもちまして、議長の席を下りさせていただきます。どうもありがとうございます。

た。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） 閉会を副会長にお願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これもちまして第6回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後1時58分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人